

産業廃棄物を使用した試験研究等に係る指導要綱

制定 平成15年10月14日

改正 平成20年 4月 1日

改正 令和 4年 3月25日

改正 令和 7年 3月11日

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物を使用した試験研究又は産業廃棄物を使用したデモンストレーション（以下「試験研究等」という。）を行おうとする者が行うべき手続きを定めることにより、試験研究等の適正な実施を確保し、及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、各用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）及び産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成10年宮城県告示第737号。以下「指導要綱」という。）の定めるところによる。

(試験研究等を行う者の責務)

第3条 試験研究等を行う者は、法、令、規則、指導要綱（以下「法令等」という。）及びこの要綱に定める事項並びに次の各号を遵守して試験研究等を行わなければならない。

- (1) 試験研究等に使用する産業廃棄物を排出した事業者に対し、当該産業廃棄物を試験研究等の用に供することについての承諾を得ていること。
- (2) 試験研究等の実施期間は必要最小限とし、原則として90日を超えないこと。
- (3) 生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
- (4) 試験研究等終了後において残存する廃棄物（以下「試験研究後廃棄物」という。）は適切に処理すること。

(試験研究等計画書の提出等)

第4条 試験研究等を行おうとする者は、当該試験研究等を行おうとする日から起算して30日前までに、次に掲げる事項を記載した試験研究等計画書（様式第1号）を、法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に相当する施設を使用する試験研究等（以下「特定試験研究等」という。）にあつては、試験研究等を行う場所を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）を経由の上知事に、それ以外の場合にあつては、保健所長に提出し、確認を受けなければならない。

- (1) 住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
 - (2) 試験研究等を行う場所
 - (3) 試験研究等に使用する産業廃棄物の種類、量及び排出事業者名
 - (4) 試験研究等の目的
 - (5) 試験研究等の方法
 - (6) 試験研究等の実施予定期間
 - (7) 試験研究等の施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - (8) 試験研究等の施設の維持管理に関する計画
 - (9) 生活環境保全対策
 - (10) 事故防止対策及び事故時の措置に関する計画
 - (11) 試験研究等終了後の試験研究等の施設、設備等（以下「試験研究設備等」という。）の撤去等に関する計画
 - (12) 試験研究後廃棄物の処理方法
 - (13) 試験研究等をする施設の管理責任者の住所、氏名、連絡先
- 2** 前項の試験研究等計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 試験研究等に要する資金の総額及びその資金の調達方法
- (2) 他人の産業廃棄物を使用して試験研究等を行う場合には、当該試験研究等に使用する産業廃棄物を排出した事業者が、当該産業廃棄物を試験研究等の用に供することについて、承諾していることを証する書類
- (3) 使用する産業廃棄物の数量が当該試験研究等の目的の達成のために必要最小限のものであることを記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(試験研究等の確認の基準)

第5条 知事は、第4条の試験研究等計画が次の各号のいずれにも適合していると認められるときに、試験研究等の内容を確認した旨を通知することができる。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの(有価性の確認に係るものを含む。)であること。
- (2) 試験研究等の期間は試験研究等の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う廃棄物の量は、試験研究等に必要な最小限の量であり、かつ試験研究等の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (3) 法第6条の2又は法第12条の処理基準に従った計画であること。
- (4) 試験研究等に使用する施設については、法第15条の2第1項各号を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。

(関係市町村等に対する説明)

第6条 試験研究等を行おうとする者は、関係する市町村及び地域住民等に対しての説明を行わなければならない。

(現地調査)

第7条 知事又は保健所長は、第4条第1項の規定により試験研究等計画書が提出されたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(試験研究等計画に対する指導等)

第8条 知事又は保健所長は、第4条第1項の規定により試験研究等計画書が提出された場合において、その試験研究等計画書及び現地調査の結果等を総合的に勘案しその計画が法令等の基準に適合しないと認めるときは、その試験研究等計画書を提出した者に対し、計画の変更など必要な指導を行うものとする。

(試験研究等開始報告書)

第9条 第4条第1項の規定により試験研究等計画書を提出した者は、その試験研究等を開始したときは、速やかに試験研究等開始報告書(様式第2号)を、特定試験研究等にあつては、保健所長を経由の上知事に、それ以外の場合にあつては、保健所長に提出しなければならない。

(変更計画書の提出)

第10条 試験研究等を行っている者(以下「試験研究等実施者」という。)は、その試験研究等に係る第4条第1項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更をしようとする日から起算して30日前までに、試験研究等変更計画書(様式第3号)を、特定試験研究等にあつては、保健所長を経由の上知事に、それ以外の場合にあつては、保健所長に提出しなければならない。

(準用)

第11条 第5条から第8条までの規定は、前条の変更計画書の提出について準用する。この場合、試験研究等計画書は試験研究等変更計画書に読み替えるものとする。

(立入検査等)

第12条 知事又は保健所長は、試験研究等の実施について必要に応じて立入検査を行い、法令等に基づき必要な指導を行うものとする。

(試験研究等終了の届出)

第 13 条 試験研究等実施者は、その試験研究等が終了したとき又は実施予定期間が満了したときは、速やかに試験研究等終了届出（様式第 4 号）を特定試験研究等にあつては、保健所長を経由の上知事に、それ以外の場合にあつては、保健所長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、試験研究等の結果の概要を記載した書類を添付しなければならない。

（試験研究等終了後の施設等の撤去）

第 14 条 試験研究等実施者は、その試験研究等が終了したとき又は実施予定期間が満了したときは、原則として、試験研究設備等を速やかに撤去するとともに、試験研究後廃棄物を速やかにかつ適切に処理しなければならない。

（適用除外）

第 15 条 公的機関が試験研究等を行う場合、その他知事が特に認めた場合は、この要綱の一部を適用しないことができる。

附 則

この要綱は、平成 15 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。